

ブロック塀等撤去・改善事業について

日高町では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難路の確保を目的として、ブロック塀等の撤去及び改善に対する補助事業を行っています。

補助の概要

塀の種類

避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀
(道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

対象者

ブロック塀等の所有者で、町税等を滞納していない方 等

補助額

- ①ブロック塀等の撤去【限度額10万円】
撤去に要する費用と面積1㎡あたり8,000円を比較していずれか少ない金額の2/3
- ②ブロック塀等の改善【限度額10万円】
ブロック塀を撤去し、引き続き、フェンスや生垣等の設置に要する費用と延長1mあたり16,000円を比較していずれか少ない金額の2/3

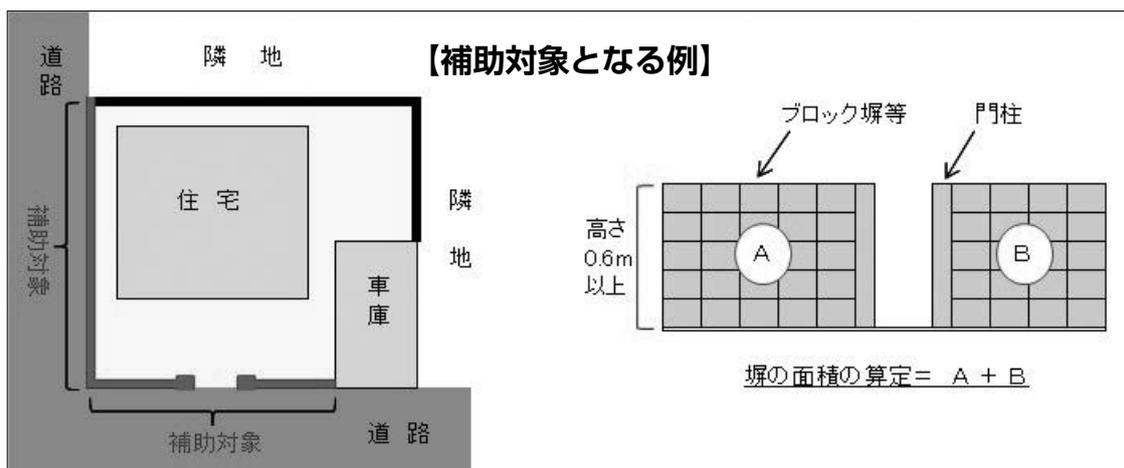
①+②【最大20万円】

申請期間等

令和2年12月25日までに申請し、
令和3年1月29日までに工事が完了すること



お問い合わせ / 総務政策課(☎63・2051)



家具転倒防止器具設置事業について

内容

地震等により家具が転倒しないように固定します。



補助限度額

1世帯3家具まで固定無料

対象世帯

- 日高町民であり、下記に該当する者のみの世帯
- (1) 満65歳以上
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている
 - (3) 療育手帳の交付を受けている
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

お申し込み・お問い合わせについて

窓口：総務政策課(☎63・2051)

締切：令和3年1月29日

※予算に達した場合は申し込みを締め切ります。

※申請の際は、①印鑑、②本人確認書類、
③各種手帳をご持参ください。



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

後期高齢者医療制度 にご加入の皆様へ

8月1日から保険証の色が

『うすい緑色』に変更

現在発行している後期高齢者医療の保険証(うすいオレンジ色)は、7月31日で有効期限が切れます。

新しい保険証(うすい緑色)は、7月初旬頃から簡易書留郵便にてお届けする予定です。

新しい保険証がお手元に届き次第、ご使用ください(7月1日から有効となります)。

8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあった場合は、健康推進課までご連絡ください。

※現在お持ちの保険証
「うすいオレンジ色」
について

現在お持ちの保険証(うすいオレンジ色)は、8月からはお使いいただけませんので、新しい保険証(うすい緑色)が届き次第、役場にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で処分される場合は、細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意ください。

※令和2年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合があります(住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります)。
例えば、今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合、「3割(令和2年7月31日までは1割)」と表示されます。

8月1日から後期高齢者医療の保険証の色が 『うすい緑色』に変わります



旧保険証
(うすいオレンジ色)
7/31まで有効



新保険証
(うすい緑色)
7/1から有効

7月初旬頃からお届けします



今回お届けする新しい保険証(うすい緑色)は、7月1日から有効となりますので、お手元に届き次第ご使用ください。

禁煙外来治療費を 助成します

みなさまの健康の維持、増進を図るために、禁煙に取り組む方に、助成金を交付します。

対象者

医療機関の禁煙外来において、公的医療保険の適用となる禁煙治療を行った者であって、左記の全てに該当する方

- ・ 申請時に日高町に住所を有する方
- ・ 禁煙外来治療において所定の治療過程を完了した方
- ・ 禁煙外来治療について、町の助成を受けた事が無い方

助成額

禁煙外来治療に要する費用のうち、本人負担額の2分の1に相当する額(上限1万円)